

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第二十八号

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務体制の確保等) 第二十二条 略 2・3 略 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(衛生管理等) 第二十三条 略 2 略 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第二十二条 略 2・3 略 2 略 第二十三条 略 (衛生管理等) 第二十三条 略 2 略</p>

防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

4 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

（揭示）

第二十四条 略

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

（準用）

第三十一条 第三条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第一項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、第四条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「条例第二条第八号に規定する支給決定障害者（以下単に「支給決定障害者」という。）」と、同条第二項、第七条及び第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第一項において準用す

（揭示）

第二十四条 略

（準用）

第三十一条 第三条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第一項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、第四条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「条例第二条第八号に規定する支給決定障害者（以下単に「支給決定障害者」という。）」と、同条第二項、第七条及び第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第一項において準用す

る次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第三項及び第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第一項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十九条（見出しを含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第一項において準用する第四条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第二十一条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第三条から第二十条まで及び第二十二條から前条までの規定は、同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「条例第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する条例第五條第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十

る次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第三項及び第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第一項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十九条（見出しを含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第一項において準用する第四条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第二十一条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第二十四条 及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第三条から第二十条まで及び第二十二條から前条までの規定は、同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「条例第十九条第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する条例第五條第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十

九条第二項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第二項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第二項において準用する第四条」と、「次条」とあるのは「第二十二条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

3 第三条から第二十条まで及び第二十一条から前条までの規定は、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第三項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第

九条第二項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第二項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十一条第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条第二項において準用する第四条」と、「次条」とあるのは「第二十二条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「同行援護計画」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

3 第三条から第二十条まで及び第二十一条から前条までの規定は、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、同条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条第二項において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一条第三項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第

十九條第二項において準用する条例」と、第十七條第一号中「次條第一項」とあるのは「第三十一條第三項において準用する次條第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第十八條の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、同條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條第二項において準用する条例」と、同項から同條第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第二十條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條第二項において準用する条例」と、「第四條」とあるのは「第三十一條第三項において準用する第四條」と、「次條」とあるのは「第二十二條」と、同條第二項中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第二十四條第一項及び第二十八條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十一條の四 第三條第二項及び第三項並びに第四條から第三十條までの規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三條第二項中「第五條第二項」とあるのは「第十九條の四第一項において準用する條例第五條第二項」と、同條第三項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、第十三條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、「並びに次條第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一條の四第一項において準用する次條第一項の規定」と、第十四條第一項及び第二項並びに第十六條第二項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、第十七條第一号中「次條第一項」とあるのは「第三十一條の四第一項において準用する次條第一項」と、第十八條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、第二十條第一項中「条例」と

十九條第二項において準用する条例」と、第十七條第一号中「次條第一項」とあるのは「第三十一條第三項において準用する次條第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第十八條の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、同條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條第二項において準用する条例」と、同項から同條第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第二十條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條第二項において準用する条例」と、「第四條」とあるのは「第三十一條第三項において準用する第四條」と、「次條」とあるのは「第二十二條」と、同條第二項中「居宅介護計画」とあるのは「行動援護計画」と、第二十四條 及び第二十八條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第三十一條の四 第三條第二項及び第三項並びに第四條から第三十條までの規定は、共生型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三條第二項中「第五條第二項」とあるのは「第十九條の四第一項において準用する條例第五條第二項」と、同條第三項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、第十三條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、「並びに次條第一項」とあるのは「の規定並びに第三十一條の四第一項において準用する次條第一項の規定」と、第十四條第一項及び第二項並びに第十六條第二項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、第十七條第一号中「次條第一項」とあるのは「第三十一條の四第一項において準用する次條第一項」と、第十八條第一項中「条例」とあるのは「條例第十九條の四第一項において準用する条例」と、第二十條第一項中「条例」と

とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条の四第一項において準用する第四条」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から第三十条までの規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条の四第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する次条第一項の規定」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第三項、第十五条及び第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「第三十一条の四第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは

とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条の四第一項において準用する第四条」と、第二十四条 及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条から第三十条までの規定は、共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第三条第二項中「第五条第二項」とあるのは「第十九条の四第二項において準用する条例第五条第二項」と、同条第三項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する次条第一項の規定」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第三項、第十五条及び第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「第三十一条の四第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、同条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは

は「重度訪問介護計画」と、第十九条（見出しを含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条の四第二項において準用する第四条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第二十一条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

（準用）

第三十四条 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで及び第二十二条から第三十条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第一項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第一項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第十九条中

は「重度訪問介護計画」と、第十九条（見出しを含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と、「第四条」とあるのは「第三十一条の四第二項において準用する第四条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「重度訪問介護計画」と、第二十一条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と、第二十四条 及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第十九条の四第二項において準用する条例」と読み替えるものとする。

（準用）

第三十四条 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで及び第二十二条から第三十条までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第一項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第一項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第十九条中

「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条」とあるのは「第二十三条並びに第二十四条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条、第十五条の二並びに第十六条から第十八条までの規定並びに第三十三条並びに第三十四条第一項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項及び第二十二條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第三十条まで、第三十二條及び前条の規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四條第二項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四條第二項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあるのは「第二十四條第二項において準用する条例第十条第二項」と、同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四條第二項において準用する条例第十条第二項」と、同項及び同条第

「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条」とあるのは「第二十三条並びに第二十四条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条並びに第十五条 から第十八条までの規定並びに第三十三条並びに第三十四条第一項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項及び第二十二條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当居宅介護計画」と、第二十四条第一項及び第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

2 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで、第二十二條から第三十条まで、第三十二條及び前条の規定は、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四條第二項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四條第二項において準用する次条第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあるのは「第二十四條第二項において準用する条例第十条第二項」と、同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四條第二項において準用する条例第十条第二項」と、同項及び同条第

三項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、
第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第二項に
おいて準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支
給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは
「第三十四条第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介
護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第十八条
の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護
計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十
条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」
とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第十九条（見出し
を含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害
者」と、同条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるの
は「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三
条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前
条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十四
条第二項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及
び第三項、第十一条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十
六条から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条
第二項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二
項、第十七条から前条まで、次項、第二十二条から第三十条まで
及び第三十三条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは
「基準該当重度訪問介護計画」と、第二十四条第一項、第二十八
条第一項及び第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二
十四条第二項において準用する条例」と、前条中「条例」とある
のは「条例第二十四条第二項において準用する条例」と、同条第
二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と、「基準該当
居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と読み
替えるものとする。

3 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二
十条まで、第二十二条から第三十条まで、第三十二条及び前条の

三項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、
第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第二項に
おいて準用する条例」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支
給決定障害者」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは
「第三十四条第二項において準用する次条第一項」と、「居宅介
護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第十八条
の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護
計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十
条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」
とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と、第十九条（見出し
を含む。）中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害
者」と、同条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるの
は「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三
条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前
条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十四
条第二項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及
び第三項、第十一条、第十三条、第十五条
から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条
第二項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二
項、第十七条から前条まで、次項、第二十二条から第三十条まで
及び第三十三条」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは
「基準該当重度訪問介護計画」と、第二十四条
第一項及び第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二
十四条第二項において準用する条例」と、前条中「条例」とある
のは「条例第二十四条第二項において準用する条例」と、同条第
二項中「次条第一項」とあるのは「次条第二項」と、「基準該当
居宅介護計画」とあるのは「基準該当重度訪問介護計画」と読み
替えるものとする。

3 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二
十条まで、第二十二条から第三十条まで、第三十二条及び前条の

規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第三項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十六条から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条第三項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項、第二十二條から第三十条まで及び第三十三條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第二十四条第一項、第二十八条第一項及び第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用す

規定は、同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第三項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十四条第三項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十六条から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条第三項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条まで、次項、第二十二條から第三十条まで及び第三十三條」と、同条第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と、第二十四条第一項、第二十八条第一項及び第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四条第三項において準用す

る条例」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第三項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と読み替えるものとする。

4 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第三十条まで、第三十二条及び前条の規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第四項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第四項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十三条並びに第二十四条第四項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条、第十五条の二、第十六条から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条第四項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条ま

る条例」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第三項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当同行援護計画」と読み替えるものとする。

4 第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から第二十条まで、第二十二条から第三十条まで、第三十二条及び前条の規定は、行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する条例第十条第二項の規定及び第三十四条第四項において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項中「第十条第一項及び第二項」とあり、及び同条第二項中「第十条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二十四条第四項において準用する条例第十条第二項」と、第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例第二十四条第四項において準用する条例」と、第十七条第一号中「次条第一項」とあるのは「第三十四条第四項において準用する次条第一項」と、「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第十八条の見出し中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、同条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項から同条第四項までの規定中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第十九条中「介護給付費若しくは特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第二十条第一項中「第八条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までの規定並びに第四条から前条まで、次項及び次条から第三十条まで」とあるのは「第二十三条並びに第二十四条第四項において準用する条例第八条、第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条、第十三条、第十五条 から第十八条まで並びに第二十三条の規定並びに第三十四条第四項において準用する第四条から第十四条まで、第十六条第二項、第十七条から前条ま

で、次項、第二十二條から第三十條まで及び第三十三條」と、同條第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第二十四條第一項、第二十八條第一項及び第三十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四條第四項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四條第四項において準用する条例」と、同條第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第四項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第四十二條 略

25 略

6 前項に規定する会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

710 略

11 第二項から第八項までの規定は、第九項の療養介護計画の変更について準用する。

(管理者の責務)

第四十八條 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例第二十九條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前条まで及び次条から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

で、次項、第二十二條から第三十條まで及び第三十三條」と、同條第二項中「居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と、第二十四條、第二十八條第一項及び第三十二條第一項中「条例」とあるのは「条例第二十四條第四項において準用する条例」と、前条中「条例」とあるのは「条例第二十四條第四項において準用する条例」と、同條第二項中「次条第一項」とあるのは「次条第四項」と、「基準該当居宅介護計画」とあるのは「基準該当行動援護計画」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第四十二條 略

25 略

69 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

(管理者の責務)

第四十八條 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者に条例第二十九條から第三十四條まで及び第三十六條から第四十條まで並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十六條から前条まで及び次条から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十九条 略

2・3 略

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第五十条 略

2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第五十一条 略

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代え

第四十九条 略

2・3 略

(衛生管理等)

第五十条 略

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第五十一条 略

ることができる。

(記録の整備)

第五十三条 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 条例第四十一条において準用する条例第十五条の三第二項の規定による身体的拘束等の

様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

三 六 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第六十一条の二 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、条例第百十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、条例第百十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第六十五条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催

(記録の整備)

第五十三条 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 条例第三十九条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態

様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

三 六 略

(職場への定着のための支援の実施)

第六十一条の二 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第六十五条 略

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第六十七条 略

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第六十八条 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条及び第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害

(揭示)

第六十七条 略

(準用)

第六十八条 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条及び第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項の規定並びに第五十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害

者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第四十六条から第四十九条まで並びに第五十条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条及び第四十条の規定並びに第五十八条から第六十七条まで並びに第六十八条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条及び第五十三条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第五十条」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第六十八条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第六十八条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十八条の五 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第

者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで」並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第四十六条から第四十九条まで並びに第五十条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条及び第三十七条から第四十条まで」の規定並びに第五十八条から第六十七条まで並びに第六十八条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条及び第五十三条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第六十八条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第六十八条」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十八条の五 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第

第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条及び第五十八条から第六十七条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項並びに第五十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二まで」の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第五十条の五において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二まで、第三十條、第三十一條、第三十七條、第三十八條、第四十條及び第四十六條から第四十九條までの規定並びに第六十八條の五において準用する第四条から第十条まで、第十二條、第十三條、第十五

第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条及び第五十八条から第六十七条までの規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第四十六条第一項及び第二項並びに第五十八条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第一項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第四十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで」並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第五十条の五において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十六條、第三十條、第三十一條、第三十七條から第四十條まで」及び第四十六條から第四十九條までの規定並びに第六十八條の五において準用する第四条から第十条まで、第十二條、第十三條、第十五

条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条及び第五十八条から第六十七条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第五十条の五」
「と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第六十八条の五において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第六十八条の五において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第六十八条の五」と、第五十六条、第五十八条第一項及び第三項、第五十九条第三項並びに第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第六十三条及び第六十五条から第六十七条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十七条第一項及び第二項の規定並びに第七十六条第一項の規定」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第五十七条から第六

条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条及び第五十八条から第六十七条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第六十八条の五において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第六十八条の五において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第六十八条の五」と、第五十六条、第五十八条第一項及び第三項、第五十九条第三項並びに第六十七条 中「条例」とあるのは「条例第五十条の五において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九条 第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第六十三条及び第六十五条から第六十七条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十七条第一項及び第二項の規定並びに第七十六条第一項の規定」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第五十七条第二項」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで 並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條、第十六條及び第十七條 の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第五十七条から第六

十一条まで並びに第六十二条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十八条まで及び第三十八条の規定並びに第七十四条から第七十八条まで並びに第七十九条において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、次条、第五十二条、第六十三條及び第六十五条から第六十七条まで」と、第六十七條第一項中「第四十九條各号」とあるのは「第六十條各号」と、「前条」とあるのは「第七十九條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九條の四 第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第六十三条、第六十五条から第六十七条まで及び第七十四条から第七十八条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十七條第一項及び第二項の規定並びに第七十六條第一項の規定」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第五十七條第二項」と、第二十八條第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二條の四において準用する条例」と、第四十八條中「第二十九條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前条まで及び次条から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第六十二條の四において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十八條まで、第三十七條、第三十八條 及び第五十七條から第六十條までの

十一条まで並びに第六十二条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条 から第十八条まで、第三十八条及び第三十九条の規定並びに第七十四条から第七十八条まで並びに第七十九条において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、次条、第五十二条、第六十三條及び第六十五条から第六十七條まで」と、第六十七條 中「第四十九條各号」とあるのは「第六十條各号」と、「前条」とあるのは「第七十九條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十九條の四 第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第六十三条、第六十五条から第六十七条まで及び第七十四条から第七十八条までの規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第五十七條第一項及び第二項の規定並びに第七十六條第一項の規定」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第五十七條第二項」と、第二十八條第一項中「条例」とあるのは「条例第六十二條の四において準用する条例」と、第四十八條中「第二十九條から第三十四條まで及び第三十六條から第四十條まで 並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條、第十六條及び第十七條 及び第五十七條から第六十條までの

規定並びに第七十九条の四において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、次条、第五十二条、第六十三条、第六十五条から第六十七条まで及び第七十四条から第七十八条まで」と、第六十七条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第六十二条の四において準用する第六十条各号」と、「前条」とあるのは「第七十九条の四において準用する前条」と、第七十四条第一項、第七十六条第一項及び第三項中「条例」とあるのは、「条例第七十九条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十二條(第一項及び第二項を除く。)から第三十条まで及び第四十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例七十二條において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第八十五条において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例七十二條において準用する条例」と、第二十四条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第七十一条各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例七十二條において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第六十七条から第七十一条まで並びに第七十二条において準用する条例

規定並びに第七十九条の四において準用する第五条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十九条、第二十五条から第三十条まで、第四十四条、次条、第五十二条、第六十三条、第六十五条から第六十七条まで及び第七十四条から第七十八条まで」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第六十二条の四において準用する第六十条各号」と、「前条」とあるのは「第七十九条の四において準用する前条」と、第七十四条第一項、第七十六条第一項及び第三項中「条例」とあるのは、「条例第七十九条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十五条 第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条、第二十三條 第十三條 から第三十条まで及び第四十八條の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十三条第一項中「条例」とあるのは「条例七十二條において準用する条例」と、「並びに次条第一項」とあるのは「の規定並びに第八十五条において準用する次条第一項の規定」と、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第二項中「条例」とあるのは「条例七十二條において準用する条例」と、第二十四条中「第十五条各号」とあるのは「第七十一条各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例七十二條において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六條及び第十七條 の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第六十七条から第七十一条まで並びに第七十二条において準用する条例

第八条から第十条まで、第十三条及び第十五条の二から第十八条までの規定並びに第八十三条及び第八十四条並びに第八十五条において準用する第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条及び第二十三条から第三十条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第四百四条 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十七条及び第六十一条の二から第六十七条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「六月」とあるのは「三

第八条から第十条まで、第十三条及び第十六条 から第十八条までの規定並びに第八十三条及び第八十四条並びに第八十五条において準用する第四条から第十四条まで、第十六条、第十九条及び第二十三条から第三十条まで」と読み替えるものとする。

(準用)

第四百四条 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第五十七条及び第六十一条の二から第六十七条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、「六月」とあるのは「三

月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第八十六条及び第八十七条並びに第八十八条において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二まで、第三十條、第三十一條、第三十七條、第三十八條、第四十條及び第四十九條の規定並びに第一百一條から第一百三條まで並びに第一百四條において準用する第四條から第十二條まで、第十五條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、次條、第五十二條、第五十三條及び第六十一條の二から第六十七條まで」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二号中「第四十一條」とあるのは「第八十八條」と、同条第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第一百四條において準用する第十二條第一項」と、同条第四号中「第四十七條」とあるのは「第一百四條において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第一百四條」と、第五十六條及び第五十七條中「條例」とあるのは「條例第八十八條において準用する條例」と、第六十四條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七條第一項中「條例」とあるのは「條例第八十八條において準用する條例」と、「前條」とあるのは「第一百四條において準用する前條」と読み替えるものとする。

月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで及び第十六條及び第十七條並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第八十六条及び第八十七条並びに第八十八条において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十六條、第十七條、第三十條、第三十一條、第三十七條から第四十條まで及び第四十九條の規定並びに第一百一條から第一百三條まで並びに第一百四條において準用する第四條から第十二條まで、第十五條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、次條、第五十二條、第五十三條及び第六十一條の二から第六十七條まで」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二号中「條例」とあるのは「條例第八十八條において準用する條例」と、同条第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第一百四條において準用する第十二條第一項」と、同条第四号中「第四十七條」とあるのは「第一百四條において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第一百四條」と、第五十六條及び第五十七條中「條例」とあるのは「條例第八十八條において準用する條例」と、第六十四條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七條中「條例」とあるのは「條例第八十八條において準用する條例」と、「前條」とあるのは「第一百四條において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第百四条の四 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで及び第一百一条から第一百三十三条までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第百四条の四において準用する条例第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第

(準用)

第百四条の四 第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで及び第一百一条から第一百三十三条までの規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第百四条の四において準用する条例第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項 中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び

三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第四百四条の四において準用する第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十一条の二から第六十七条まで及び第一百一条から第一百三十三条まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第八十八条の四」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四条の四において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四条の四において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四条の四」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第四百四条の四において準用する前条」と、第一百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは、「第八十八条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第百十一条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する

第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第八十八条の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第四百四条の四において準用する第四条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十一条の二から第六十七条まで及び第一百一条から第一百三十三条まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四条の四において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四条の四において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四条の四」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第八十八条の四において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第四百四条の四において準用する前条」と、第一百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは、「第八十八条の四において準用する条例」と読み替えるものとする。

（記録の整備）

第百十一条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する

指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九十六条において準用する条例第十五条の三第二項の規定による身体的拘束等

の様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

二 略

（準用）

第十二条 第四条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで、第一百零二条及び第一百零三条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十條第一項及び第二項の規定並びに第十條第一項」とあるのは「第九十四條第一項及び第二項の規定並びに第十條第一項及び第二項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十條第二項」とあるのは「第九十四條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例」と、第四十二條の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七

指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第九十六条において準用する条例第三十九条第二項の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の態

様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

二 略

（準用）

第十二条 第四条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで、第一百零二条及び第一百零三条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十條第一項及び第二項の規定並びに第十條第一項」とあるのは「第九十四條第一項及び第二項の規定並びに第十條第一項及び第二項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十條第二項」とあるのは「第九十四條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六条において準用する条例」と、第四十二條の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項ま

で、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで、第一百二条、第一百三條及び第九十一条から第一百一十一条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第九十六條の四において準用する第九十四條第一項及び第二項の規定並びに第一百二條の四において準用する第一百十條第一項及び第二項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十條第二項」とあるのは「第九十六條の四において準用する第九十四條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六條の四において準用する条例」と、第四十二條の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第四十三條中「条例」とあるのは「条例第九十六條の四において準用する条例」と、第四十八條中「第二十九條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條に

で、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十六条、第六十一条の二から第六十七条まで、第一百二条、第一百三條及び第九十一条から第一百一十一条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第九十六條の四において準用する第九十四條第一項及び第二項の規定並びに第一百二條の四において準用する第一百十條第一項及び第二項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十條第二項」とあるのは「第九十六條の四において準用する第九十四條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六條の四において準用する条例」と、第四十二條の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第四十三條中「条例」とあるのは「条例第九十六條の四において準用する条例」と、第四十八條中「第二十九條から第三十四條まで及び第三十六條から第四十條まで並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條に

において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第九十六条の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十九条、第八十七条、第九十四条及び第九十五条の規定並びに第一百十二条の四において準用する第四条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第六十一条の二から第六十七条まで、第一百二条、第一百三及及び第九九条から第一百一一条まで」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第一百十二条の四において準用する前条」と、第一百十條第一項、第二項及び第四項中「条例」とあるのは「第九十六条の四において準用する条例」と、第一百十一條第一号中「第九十六条」とあるのは「第九十六条の四」と、同条第二号中「第九九条第一項」とあるのは「第一百十二条の四」において準用する第九九条第一項」と、同条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百十二条の四」と読み替えるものとする。

(従業者)

第百十五條 略

2 4 略

5 | 略

において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第九十六条の四において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第三十九条まで、第四十九条、第八十七条、第九十四条及び第九十五条の規定並びに第一百十二条の四において準用する第四条から第十一条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第六十一条の二から第六十七条まで、第一百二条、第一百三及及び第九九条から第一百一一条まで」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第九十六条の四において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第一百十二条の四において準用する前条」と、第一百十條第一項、第二項及び第四項中「条例」とあるのは「第九十六条の四において準用する条例」と、第一百十一條第一号中「第九十六条」とあるのは「第九十六条の四」と、同条第二号中「第九九条第一項」とあるのは「第一百十二条の四」において準用する第九九条第一項」と、同条第三号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百十二条の四」と読み替えるものとする。

(従業者)

第百十五條 略

2 4 略

5 第一項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 | 略

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第一百十六條 略

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項各号に掲げる従業者について準用する。

(職場への定着のための支援等の実施)

第一百二十一條 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、条例第一百十四條の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、条例第一百十四條の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第一百二十三條 略

2 第四条から第十条まで、第十二條、第十三條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、第四十八條、第四十九條、第五十二條、第五十三條、第五十六條、第六十條、第六十一條、第六十二條から第六十七條まで、第一百一條、第一百二條及び第一百十條の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百二條において準用する条例第八十六條第一項及び第二項の規定並びに第一百二十三條第二項において準用する第一百一條第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第一百十六條 略

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項各号に掲げる従業者について準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第一百二十一條 略

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、条例第一百十四條の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、条例第一百十四條の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第一百二十三條 略

2 第四条から第十条まで、第十二條、第十三條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、第四十八條、第四十九條、第五十二條、第五十三條、第五十六條、第六十條、第六十一條、第六十二條から第六十七條まで、第一百一條、第一百二條及び第一百十條の二の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百二條において準用する条例第八十六條第一項及び第二項の規定並びに第一百二十三條第二項において準用する第一百一條第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは

「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百二条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第百二条において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二まで、第三十條、第三十一條、第三十七條、第三十八條、第四十條、第四十八條、第四十九條、第八十六條及び第八十七條の規定並びに第百十八條の二から第百二十二條まで並びに第百二十三條第二項において準用する第四條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、次條、第五十二條、第五十三條、第六十條、第六十一條、第六十二條から第六十七條まで、第百一條、第百二條及び第百十條の二」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二号中「第四十一條」とある

「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百二条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、第三十條、第三十一條、第三十七條から第四十條まで、第四十八條、第四十九條、第八十六條及び第八十七條の規定並びに第百十九條から第百二十二條まで並びに第百二十三條第二項において準用する第四條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、次條、第五十二條、第五十三條、第六十條、第六十一條、第六十二條から第六十七條まで、第百一條、第百二條及び第百十條の二」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第二号中「條例」とある

のは「第百二条」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百二十三条第二項」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第百十条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「指定就労移行支援」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援等の実施）

第百三十条 略

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、条例第百十四条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けることができるよう、条例第百十四条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

のは「条例第百二条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百二十三条第二項」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、「指定生活介護事業所」とあるのは「指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第百二十三条第二項において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と、第百十条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「指定就労移行支援及び」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「指定就労移行支援」と読み替えるものとする。

（職場への定着のための支援）の実施）

第百三十条 略

(準用)

第三百三十二条 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条及び第一百二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第九十九条において準用する条第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第三百三十二条において準用する第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第九十九条において準用する条第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九

(準用)

第三百三十二条 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条及び第一百二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第九十九条において準用する条第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第三百三十二条において準用する第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第九十九条において準用する条第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九

条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百六条から第百八条の二まで並びに第百九条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第百二十六条から第百三十一条まで並びに第百三十二条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条及び第百二条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第百九条」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百三十二条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百三十二条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百三十二条」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第百八条の二各号」と、「前条」とあるのは「第百三十二条において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十四条 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十

条、第十六条及び第十七条 の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百六条から第百八条 まで並びに第百九条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで、第四十九条、第八十六条及び第八十七条の規定並びに第百二十六条から第百三十一条まで並びに第百三十二条において準用する第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条及び第百二条」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百三十二条において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百三十二条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百三十二条」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条 中「第四十九条各号」とあるのは「第百八条の二各号」と、「前条」とあるのは「第百三十二条において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項中「条例」とあるのは「条例第百九条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百三十四条 第四条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十

五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条、第一百二条、第一百二十四条、第二百五条及び第二百八条から第三十条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第一百一条において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第三十四条において準用する第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百一条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百一条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第一百一条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条ま

五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十八条、第四十九条、第五十二条、第五十三条、第五十六条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条、第一百二条、第一百二十四条、第二百五条及び第二百八条から第三十条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第一百一条において準用する条例第八十六条第一項及び第二項の規定並びに第三十四条において準用する第一百一条第一項の規定」と、同項及び同条第二項並びに第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百一条において準用する条例第八十六条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百一条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十三条中「条例」とあるのは「条例第一百一条において準用する条例」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の二並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条ま

で並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十條まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十一条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第八十七条の規定並びに第三百三十三條並びに第三百三十四條において準用する第四条から第十條まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条及び第百二十八條から第百三十條まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第百十一条」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第三百三十四條において準用する第十二條第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第三百三十四條において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第三百三十四條」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第六十四條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第三百三十四條において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項、第百二十四條第一項並びに第百二十五條中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第百二十八條第一項中「第百三十二條」とあるのは「第百三十四條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

で並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十條まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十一条において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条から第四十条まで、第四十一条、第四十二条、第四十三条、第四十四条及び第八十七条の規定並びに第三百三十三條並びに第三百三十四條において準用する第四条から第十條まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、次条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条及び第百二十八條から第百三十條まで」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第三百三十四條において準用する第十二條第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第三百三十四條において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第三百三十四條」と、第五十六条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第六十四條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、「前条」とあるのは「第三百三十四條において準用する前条」と、第百一条第一項及び第三項、第百二十四條第一項並びに第百二十五條中「条例」とあるのは「条例第百十一条において準用する条例」と、第百二十八條第一項中「第百三十二條」とあるのは「第百三十四條」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第三百三十六條 第四條、第五條、第七條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十六條第二項、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、第四十九條、第五十二條、第五十三條、第六十條、第六十三條から第六十七條まで、第一百一條、第一百二條及び第二百二十八條から第三百十條までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四條第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特別訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百十四條において準用する條例第八十六條第二項の規定及び第三百三十六條において準用する第一百一條第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六條第二項中「第十條第二項」とあるのは「第一百十四條において準用する條例第八十六條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「條例」とあるのは「條例第一百十四條において準用する條例」と、第四十二條の見出し、同條第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第四十三條中「條例」とあるのは「條例第一百十四條において準用する條例」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同條第二号中「第四十一條」とあるのは「第一百十四條」と、同條第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第三百三十六條において準用する第十二條第一項」と、同條第四号中「第四十七條」とあるのは「第三百三十六條において準用する第六十四條」と、同條第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第三百三十

第三百三十六條 第四條、第五條、第七條から第十條まで、第十二條、第十三條、第十六條第二項、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、第四十九條、第五十二條、第五十三條、第六十條、第六十三條から第六十七條まで、第一百一條、第一百二條及び第二百二十八條から第三百十條までの規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第四條第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「特別訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百十四條において準用する條例第八十六條第二項の規定及び第三百三十六條において準用する第一百一條第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六條第二項中「第十條第二項」とあるのは「第一百十四條において準用する條例第八十六條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「條例」とあるのは「條例第一百十四條において準用する條例」と、第四十二條の見出し、同條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第四十三條中「條例」とあるのは「條例第一百十四條において準用する條例」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同條第二号中「條例」とあるのは「條例第一百十四條において準用する條例」と、同條第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第三百三十六條において準用する第十二條第一項」と、同條第四号中「第四十七條」とあるのは「第三百三十六條において準用する第六十四條」と、同條第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第三百三十

六条」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第百十三条各号」と、「前条」とあるのは「第百三十六条において準用する前条」と、第百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあり、及び第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例第八十六条第二項」と、第百二十八条第一項中「第百三十二条」とあるのは「第百三十六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百三十六条の四 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第百三十六条の七 第四条から第十六条まで、第十九条、第二十二條から第二十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条及び第四十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及

六条」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十七条中「第四十九条各号」とあるのは「第百十三条各号」と、「前条」とあるのは「第百三十六条において準用する前条」と、第百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあり、及び第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「条例第百十四条において準用する条例第八十六条第二項」と、第百二十八条第一項中「第百三十二条」とあるのは「第百三十六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援 の実施)

第百三十六条の四 略

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第百三十六条の七 第四条から第十六条まで、第十九条、第二十二條から第二十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条及び第四十八条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第四条第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及

び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第一項及び第二項並びに第百三十六條の七において準用する第十四条第一項」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「第十条第一項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第一項」と、同条及び第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十四条第一項中「第十五条各号」とあるのは「第百十四条の七各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条の九において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「百十四条の五から第百十四条の八まで並びに第百十四条の九において準用する条例第八条から第十条まで、第十五条の二、第十六条から第十七条の二まで及び第三十条の規定並びに第百三十六條の三から第百三十六條の六まで並びに第百三十六の七において準用する第四条から第十六条まで、第十九条、第二十二條から第二十九條まで、第四十一条、第四十二条及び第四十四条」と読み替えるものとす

び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第一項及び第二項並びに第百三十六條の七において準用する第十四条第一項」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四条第一項及び第二項中「第十条第一項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第一項」と、同条及び第十五条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第百十四条の九において準用する条例第十条第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十四条中「第十五条各号」とあるのは「第百十四条の七各号」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第百十四条の九において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「百十四条の五から第百十四条の八まで並びに第百十四条の九において準用する条例第八条から第十条まで、第十六条、第十七条及び第三十条の規定並びに第百三十六條の三から第百三十六條の六まで並びに第百三十六の七において準用する第四条から第十六条まで、第十九条、第二十二條から第二十九條まで、第四十一条、第四十二条及び第四十四条」と読み替えるものとす

る。

(準用)

第三百三十六條の十一 第四條から第十六條まで、第十九條、第二十二條から第二十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第四十八條、第三百三十六條の三及び第三百三十六條の六の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第四條第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第十條第一項及び第二項の規定並びに第三百三十六條の十一において準用する第十四條第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四條第一項及び第二項中「第十條第一項」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第十條第一項」と、同條及び第十五條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六條の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同條第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第二項中「第十條第二項」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第十條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十四條第一項中「第十五條各号」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第一百十四條の七各号」と、第二十八條第一項中「條例」とあるのは「條例第一百十四條の十三において準用する條例」と、第四十二條の見出し、同條第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療

る。

(準用)

第三百三十六條の十一 第四條から第十六條まで、第十九條、第二十二條から第二十九條まで、第四十一條、第四十二條、第四十四條、第四十八條、第三百三十六條の三及び第三百三十六條の六の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第四條第一項及び第二項並びに第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條(見出しを含む。)中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十二條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第十條第一項及び第二項の規定並びに第三百三十六條の十一において準用する第十四條第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十四條第一項及び第二項中「第十條第一項」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第十條第一項」と、同條及び第十五條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六條の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同條第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第二項中「第十條第二項」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第十條第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十四條中「第十五條各号」とあるのは「第一百十四條の十三において準用する條例第一百十四條の七各号」と、第二十八條第一項中「條例」とあるのは「條例第一百十四條の十三において準用する條例」と、第四十二條の見出し、同條第一項、第二項及び第四項から第七項までの規定 中「療

「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第九項中「自立生活援助計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十一項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第八条から第十条まで、第十五条の二、第十六条から第十七条の二まで、第三十条、第百十四条の五、第百十四条の七及び第百十四条の八の規定並びに第百三十六條の九、第百三十六條の十並びに第百三十六條の十一において準用する第四条から第十六条まで、第十九條、第二十二條から第二十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第百三十六條の三及び第百三十六條の六」と、第百三十六條の六中「次条」とあるのは「第百三十六條の十一」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第百三十九条 略
255 略

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第百四十条 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六

「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、「六月」とあるのは「三月」と、同条第十項中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで」並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百十四条の十三において準用する条例第八条から第十条まで、第十六条、第十七条、第三十条、第百十四条の五、及び第百十四条の八の規定並びに第百三十六條の九、第百三十六條の十並びに第百三十六條の十一において準用する第四条から第十六条まで、第十九條、第二十二條から第二十九条まで、第四十一条、第四十二条、第四十四条、第百三十六條の三及び第百三十六條の六」と、第百三十六條の六中「次条」とあるのは「第百三十六條の十一」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第百三十九条 略
255 略

(準用)

第百四十条 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六

条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条及び第一百十条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第一百十六条の四第一項及び第二項の規定並びに第三十七条の五第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百十六条の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一项中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第一百十六条の四から第一百七條の三まで並びに第一百八條において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二まで、第三十八條及び第四十條の規定並びに第三十七條の三から第三十九條の三まで並びに第百

条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条及び第一百十条の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第一百十六条の四第一項及び第二項の規定並びに第三十七条の五第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百十六条の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十一项中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八條、第九條及び第十六條、第十七條及び第三十八條から第四十條までの規定並びに第三十六條から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第一百十六条の四から第一百七條の三まで並びに第一百八條において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十六條、第十七條及び第三十八條から第四十條までの規定並びに第百

四十条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条及び第一百条の二」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第一百八条

と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百十条において準用する第三十七条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百十条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百十条」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第六十七条の二各号」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第三百三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「指定共同生活援助及び」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「指定共同生活援助」と読み替えるものとする。

（従業者）

第四百十条の二 略

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務

四十条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条及び第一百条の二」と、第五十三条第一号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第一百八条において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百十条において準用する第三十七条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百十条において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百十条」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第六十七条の二各号」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第三百三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及び」とあるのは「指定共同生活援助及び」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「指定共同生活援助」と読み替えるものとする。

（従業者）

第四百十条の二 略

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一人以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務

(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 略

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第四百四十条の七 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第一百十条の二、第一百三十七条の三から第三十七条の七まで及び第三十九条から第三十九条の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第十八条の七において準用する条例第一百十六条の四第一項及び第二項の規定並びに第四百四十条の七において準用する第三十七条の五第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第

(宿直勤務を除く。)を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 略

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

5 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第四百四十条の七 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、第一百十条の二、第一百三十七条の三から第三十七条の七まで及び第三十九条から第三十九条の三までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第十八条の七において準用する条例第一百十六条の四第一項及び第二項の規定並びに第四百四十条の七において準用する第三十七条の五第一項の規定」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第

二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例第一百六条の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条の七において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第一百八條の五及び第一百八條の六並びに第一百八條の七において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二まで、第三十八條、第四十條、第一百六條の四から第一百六條の六まで、第一百七條の二及び第一百七條の三の規定並びに第四十條の四から第四十條の六まで並びに第四十條の七において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第三十七條、第四十二條、第四十四條、第五十二條、第五十三條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第一百十條の二、第一百三十七條の三から第一百三十七條の七まで及び第一百三十九條から第一百三十九條の三まで」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第二号中「第四十一條」とあるのは「第一百八條の七」と、同条第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第一百四十條の七において準用する第三十七條第一項」と、同条第四号中「第四十七條」とあるのは「第一百四十條の七において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第一百四

二項中「第十条第二項」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例第一百六条の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条の七において準用する条例」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第四十八条中「第二十九條から第三十四條まで及び第三十六條から第四十條まで及び第十六條及び第十七條の規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第一百八條の五及び第一百八條の六並びに第一百八條の七において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十六條、第十七條、第三十八條から第四十條まで、第一百六條の四から第一百六條の六まで、第一百七條の二及び第一百七條の三の規定並びに第四十條の四から第四十條の六まで並びに第四十條の七において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第十六條、第二十五條から第二十九條まで、第三十七條、第四十二條、第四十四條、第五十二條、第五十三條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第一百十條の二、第一百三十七條の三から第一百三十七條の七まで及び第一百三十九條から第一百三十九條の三まで」と、第五十三條第一号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第一百八條の七において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七條第一項」とあるのは「第一百四十條の七において準用する第三十七條第一項」と、同条第四号中「第四十七條」とあるのは「第一百四十條の七において準用する第六十四條」と、同条第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第一百四

十条の七」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第一百八条の七において準用する第一百七十七条の二各号」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第一百四十条の七において準用する第三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百十条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第三百三十七条の五第一項及び第二項並びに第三百三十七条の七第一項中「条例」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第一百四十条の十 略

2 4 略

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第一百四十条の十一 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十

十条の七」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七条 中「第四十九条各号」とあるのは「第一百八条の七において準用する第一百七十七条の二各号」と、「前条の協力医療機関」とあるのは「第一百四十条の七において準用する第三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第一百十条の二第一項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く」と、同条第二項中「指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」とあるのは「入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る」と、第三百三十七条の五第一項及び第二項並びに第三百三十七条の七第一項中「条例」とあるのは「第一百八条の七において準用する条例」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第一百四十条の十 略

2 4 略

(準用)

第一百四十条の十一 第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十

四條、第六十五條、第六十七條、第一百十條の二、第三百三十七條の二から第三百三十八條の二まで、第三百三十九條の二及び第三百三十九條の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百十八條の十三において準用する條例第十六條の四第一項及び第二項の規定並びに第四百十條の十一において準用する第三百三十七條の五第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六條の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同條第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第二項中「第十條第二項」とあるのは「第一百十八條の十三において準用する條例第十六條の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「條例」とあるのは「條例第一百十八條の十三において準用する條例」と、第四十二條の見出し、同條第一項、第二項、第四項、第五項、第七項から第九項まで及び第十一項中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十八條中「第二十九條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條並びに第四十一條において準用する條例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第一百十八條の十から第一百十八條の十二まで並びに第一百十八條の十三において準用する條例第九條、第十三條、第十五條の二から第十七

四條、第六十五條、第六十七條、第一百十條の二、第三百三十七條の二から第三百三十八條の二まで、第三百三十九條の二及び第三百三十九條の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第七條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十三條の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第一項中「第十條第一項及び第二項並びに次條第一項」とあるのは「第一百十八條の十三において準用する條例第十六條の四第一項及び第二項の規定並びに第四百十條の十一において準用する第三百三十七條の五第一項の規定」と、同項及び同條第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六條の見出し中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同條第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同條第二項中「第十條第二項」とあるのは「第一百十八條の十三において準用する條例第十六條の四第二項」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八條第一項中「條例」とあるのは「條例第一百十八條の十三において準用する條例」と、第四十二條の見出し、同條第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第四十八條中「第二十九條から第三十四條まで及び第三十六條から第四十條まで及び第十六條及び第十七條並びに第四十一條において準用する條例第八條、第九條、第十六條及び第十七條の規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第一百十八條の十から第一百十八條の十二まで並びに第一百十八條の十三において準用する條例第九條、第十三條、第十六條、第十七條

条の二まで、第三十八条、第四十条、第一百六条の四から
第一百七十七条まで及び第一百七条の三の規定並びに第四百条の九
及び第四百条の十並びに第四百条の十一において準用する第
五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条
から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第
五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、
第一百条の二、第一百三十七条の三から第三十八条の二まで、第
百三十九条の二及び百三十九条の三」と、第五十三条第一号中
「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助
計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第一百十八
条の十三」と、同条第三号中「第三十七
条第一項」とあるのは「第一百四十条の十一において準用する第
三十七條第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第
百四十条の十一において準用する第六十四条」と、同条第五号及
び第六号中「次条」とあるのは「第一百四十条の十一」と、第六十
四條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓
練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七條第一項中「第
四十九條各号」とあるのは「第一百十八條の十二各号」と、「前条
の協力医療機関」とあるのは「第一百四十条の十一において準用す
る第三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力
歯科医療機関」と、第一百十條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練
を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入
居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けてい
る者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及びび」とあるのは「外部
サービス利用型指定共同生活援助及びび」と、同条第二項中「指定
宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」
とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活
援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）」
（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）と
あるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、第三十三

、第三十八条から第四十条まで、第一百六条の四から
第一百七十七条まで及び第一百七条の三の規定並びに第四百条の九
及び第四百条の十並びに第四百条の十一において準用する第
五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条、第二十五条
から第二十九条まで、第三十七条、第四十二条、第四十四条、第
五十二条、第五十三条、第六十四条、第六十五条、第六十七条、
第一百条の二、第一百三十七条の三から第三十八条の二まで、第
百三十九条の二及び百三十九条の三」と、第五十三条第一号中
「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助
計画」と、同条第二号中「条例
第八條の十三において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七
条第一項」とあるのは「第一百四十条の十一において準用する第
三十七條第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第
百四十条の十一において準用する第六十四条」と、同条第五号及
び第六号中「次条」とあるのは「第一百四十条の十一」と、第六十
四條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「訓
練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第六十七條 中「第
四十九條各号」とあるのは「第一百十八條の十二各号」と、「前条
の協力医療機関」とあるのは「第一百四十条の十一において準用す
る第三十九条の三第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力
歯科医療機関」と、第一百十條の二第一項中「指定宿泊型自立訓練
を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る」とあるのは「入
居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けてい
る者を除く」と、「指定宿泊型自立訓練及びび」とあるのは「外部
サービス利用型指定共同生活援助及びび」と、同条第二項中「指定
宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く」
とあるのは「入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活
援助を受けている者に限る」と、「指定自立訓練（生活訓練）」
（指定宿泊型自立訓練を除く。以下この項において同じ。）と
あるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助」と、第三十三

七条の二第五項及び第七項並びに第三百三十七条の五第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条の十三において準用する条例」と、同条第二項中「条例第一百六条の四第一項若しくは第二項又は前項」とあるのは「条例第一百八条の十三において準用する条例第一百六条の四第一項若しくは第二項の規定又は第四百十条の十一において準用する第三百三十七条の五第一項の規定」と、第三百三十七条の七中「条例」とあるのは「条例第一百八条の十三において準用する条例」と、第三百三十八条中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものとする。

(従業者に関する特例)

第四百四十一条 条例第一百九条第一項に規定する多機能型事業所（以下単に「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所との利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五十五条第五項、百条第六項及び第七項、第一百七条第六項、第一百五十四条第四項並びに第二百二十四条第四項（第三百三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定通所支援基準条例第三十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。）は、第五十五条第一項第三号及び第六項、百条第一項第二号及び第八項、第一百七条第一項第三号、第二項第三号及び第七項、第一百五十四条第一項第三号及び第五項並びに第二百二十四条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第三百三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所のうち

七条の二第五項及び第七項並びに第三百三十七条の五第一項中「条例」とあるのは「条例第一百八条の十三において準用する条例」と、同条第二項中「条例第一百六条の四第一項若しくは第二項又は前項」とあるのは「条例第一百八条の十三において準用する条例第一百六条の四第一項若しくは第二項の規定又は第四百十条の十一において準用する第三百三十七条の五第一項の規定」と、第三百三十七条の七中「条例」とあるのは「条例第一百八条の十三において準用する条例」と、第三百三十八条中「指定共同生活援助事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所」と読み替えるものとする。

(従業者に関する特例)

第四百四十一条 条例第一百九条第一項に規定する多機能型事業所（以下単に「多機能型事業所」という。）は、一体的に事業を行う他の多機能型事業所との利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五十五条第五項、百条第六項及び第七項、第一百七条第六項、第一百五十四条第四項及び第五項並びに第二百二十四条第四項（第三百三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置かなければならない従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定通所支援基準条例第三十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。）は、第五十五条第一項第三号及び第六項、百条第一項第二号及び第八項、第一百七条第一項第三号、第二項第三号及び第七項、第一百五十四条第一項第三号及び第六項並びに第二百二十四条第一項第二号及び第五項（これらの規定を第三百三十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う他の多機能型事業所のうち

厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、当該サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

一・二 略

(準用)

第四百四十四条 第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条、第五十七条及び第六十二条から第六十六条までの規定は、条例第二百一十一条に規定する特定基準該当障害福祉サービス（以下単に「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第一項において準用する条例」と、第二十九条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分する」とともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第八項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、同条第十一項中「療養介護計画」とある

厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置かなければならないサービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合においては、当該サービス管理責任者のうち一人以上の者を常勤とすれば足りる。

一・二 略

(準用)

第四百四十四条 第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで、第四十九条及び第五十七条の規定は、条例第二百一十一条に規定する特定基準該当障害福祉サービス（以下単に「特定基準該当障害福祉サービス」という。）の事業について準用する。この場合において、第四条及び第七条中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第八条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第十二条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第二十八条第一項中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第一項において準用する条例」と、第二十九条中「指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第四十二条の見出し、同条第一項、第二項、第四項から第七項までの規定中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあっては、三月）」と、同条第十項中「療養介護計画」とある

のは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十三条及び第五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百五条第一項において準用する条例」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

2 第十三条、第十六条第二項、第四十八条

第六十条、第六十一条及び第六十七条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第二項において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第四百四十四条第二項において準用する第五十八条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第

のは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十三条及び第五十七条中「条例」とあるのは「条例第二百五条第一項において準用する条例」と

とする。読み替えるもの

2 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第五十八条、第五十九条（第四項を除く。）及び第六十条から第六十七条まで

の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第二項において準用する条例第四十六条第二項の規定及び第四百四十四条第二項において準用する第五十八条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第

十三号、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条（第十号を除く。）並びに第二百二十五条第二項において準用する条例

第四十六条第二項及び第三項、第四十七条並びに第四十八条の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条及び第六十二条から第六十六条まで並びに第四百四十四条第二項において準用する第十三条、第十六条第二項

を除く。）第六十条、第六十一条及び第六十七条」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当生活介護を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第二百二十五条第二項」と、同

条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第二項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第五十八条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、「指定生活介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、同条第三項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、第五十九条第三項中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第二項において準用する条例」と、同条第五項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と

、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条（第十号を除く。）並びに第二百二十五条第二項において準用する条例第三十九条、第四十六条第二項及び第三項、第四十七条並びに第四十八条の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条

並びに第四百四十四条第二項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第五十八条、第五十九条（第四項を除く。）及び第六十条から第六十七条まで」と、第五

三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当生活介護を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第二項において準用する条例」と、同

条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第二項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第五十八条第一項中「第四十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、「指定生活介護に」とあるのは「特定基準該当生活介護に」と、同条第三項中「第四十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百二十五条第二項において準用する条例第四十六条第二項」と、第五十九条第三項中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第二項において準用する条例」と、同条第五項及び第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付

、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、同条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第二十五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第二項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十六条第二項、第四十八条

、第五十三条、第六十七条、第一百一条、

第二百二条第二項及び第二百三条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第四百四十四条第三項において準用する第一百一条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条か

費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第四十九条各号」とあるのは「第二十五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第二項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と読み替えるものとする。

3 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十

二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第一百一条、第二百二条第二項及び第二百三条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第四百四十四条第三項において準用する第一百一条第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで 並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条

の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条か

ら第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百二十四条並びに第百二十五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条（第十号を除く。）並びに第百二十五条第三項において準用する条例

第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定並びに第百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条及び第六十二条から第六十六条まで並びに第百四十四条第三項において準用する第十三条、第十六条第二項、

第五十三条、第六十七条、第百一条、第百二条第二項及び第百三条第二項」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第百二十五条第三項」と

と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百四十四条第三項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十四条第一項」と

、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定

ら第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第百二十四条並びに第百二十五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条（第十号を除く。）並びに第百二十五条第三項において準用する条例第三十九条、第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定並びに第百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条

並びに第百四十四条第三項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第百一条、第百二条第二項及び第百三条第二項」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第百二十五条第三項において準用する条例」と

と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第百四十四条第三項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百四十四条第一項」と、第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定

基準該当障害福祉サービス事業所」と、同条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第三項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、第二百二条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第十三条、第十六条第二項、第四十八条、第五十三条、第六十七条、第二百二条第二項、第二百三十二条第二項及び第一百十條（第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項の規定及び第四百四十四条第四項において準用する第一百十條第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練

基準該当障害福祉サービス事業所」と、同条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第三項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、第二百二条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第三項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練（機能訓練）に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第三項において準用する条例第八十六条第二項」と、第二百二条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第二百二条第二項、第二百三十二条第二項及び第一百十條（第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項の規定及び第四百四十四条第四項において準用する第一百十條第一項の規定」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練

(生活訓練)の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで、第三十六条から第三十八条まで及び第四十条並びに第四十一条において準用する条例第八条、第九条及び第十五条の二から第十七条の二までの規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第二百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十五条の二から第十七条の二まで、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条(第十号を除く。)並びに第二百五条第四項において準用する条例」第八十七条並びに第九十四条第二項及び第三項の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十四条まで、第四十九条、第五十二条及び第六十二条から第六十六条まで並びに第四百四十四条第四項において準用する第十三条、第十六条第二項、第五十三条、第六十七条、第二百二条第二項、第二百三条第二項及び第一百十条(第二項を除く。)」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第二百二十五条第四項」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第四項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と

(生活訓練)の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九条から第三十四条まで及び第三十六条から第四十条まで及び第四十一条並びに第四十二条において準用する条例第八条、第九条、第十六条及び第十七条」の規定並びに第三十六条から前条まで及び次条から第五十三条まで並びに第五十四条において準用する第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第二十五条第一項及び第二十六条から第二十八条まで」とあるのは「第二百二十四条並びに第二百五条第一項において準用する条例第八条、第九条、第十三条、第十六条、第十七条、第三十条、第三十一条、第三十七条、第三十八条、第四十条及び第四十九条(第十号を除く。)並びに第二百五条第四項において準用する条例第三十九条、第八十七条並びに第九十四条第二項及び第三項の規定並びに第四百四十四条第一項において準用する第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第二十五条から第二十九条まで、第四十一条から第四十三条まで及び第四十九条」並びに第四百四十四条第四項において準用する第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第五十二条、第五十三条、第六十二条から第六十七条まで、第二百二条第二項、第二百三条第二項及び第一百十条(第二項を除く。)」と、第五十三条中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「一条例」とあるのは「条例第二百二十五条第四項において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第四項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第六十

業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、同条第一項中「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第四項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」のと、第二百二条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百十條第一項中「第九十四条第一項及び第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と、「から指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「から特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、同項第三号中「指定自立訓練（生活訓練）」に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」に」と、同条第四項中「第九十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

5 第十三条、第十六条第二項、第四十八条

、第五十三条、第六十条、第六十七条、第一百一条、第一百二条第二項、第一百二十八条から第三十条まで及び第一百三十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第四百四十四条第五項において準用する第一百一条第一項の規定」

二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第四十九条各号」とあるのは「第二百五条第一項において準用する条例第四十九条各号（第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第四項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」のと、第二百二条第二項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第一百十條第一項中「第九十四条第一項及び第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と、「から指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「から特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、同項第三号中「指定自立訓練（生活訓練）」に」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」に」と、同条第四項中「第九十四条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百五条第四項において準用する条例第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

5 第十三条、第十六条第二項、第四十四条、第四十八条、第五十二条、第五十三条、第六十条、第六十二条から第六十七条まで、

第一百一条、第一百二条第二項、第一百二十八条から第三十条まで及び第一百三十三条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十三条の見出し中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、同条第一項中「第十条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項の規定及び第四百四十四条第五項において準用する第一百一条第一項の規定」

と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九條から第三十四條まで、第三十六條から第三十八條まで及び第四十條並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條及び第十五條の二から第十七條の二までの規定並びに第三十六條から前條まで及び次條から第五十三條まで並びに第五十四條において準用する第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第二十五條第一項及び第二十六條から第二十八條まで」とあるのは「第二百二十四條並びに第二百五條第一項において準用する条例第八條、第九條、第十三條、第十五條の二から第十七條の二まで、第三十條、第三十一條、第三十七條、第三十八條、第四十條及び第四十九條（第十號を除く。）並びに第二百二十五條第五項において準用する条例」
第四十八條、第八十六條第二項及び第三項並びに第八十七條の規定並びに第四百四十四條第一項において準用する第四條、第五條、第七條から第十條まで、第十二條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十四條まで、第四十九條、第五十二條及び第六十二條から第六十六條まで並びに第四百四十四條第五項において準用する第十三條、第十六條第二項、第五十三條、第六十條、第六十七條、
第一百一條、第一百二條第二項、第二十八條から第三十條まで及び第三百三十三條」と、第五十三條中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当就労継

と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、同項及び同条第二項中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、第十六条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第二百五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定居宅介護に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者」と、「指定居宅介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第四十八条中「指定療養介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、「第二十九條から第三十四條まで及び第三十六條から第四十條まで並びに第四十一條において準用する条例第八條、第九條、第十六條、第十七條、
第三十條、第三十一條、第三十七條、第三十八條、第四十條及び第四十九條（第十號を除く。）並びに第二百二十五條第五項において準用する条例第三十九條、第四十八條、第八十六條第二項及び第三項並びに第八十七條の規定並びに第四百四十四條第一項において準用する第四條、第五條、第七條から第十條まで、第十二條、第二十五條から第二十九條まで、第四十一條から第四十三條まで及び第四十九條
並びに第四百四十四條第五項において準用する第十三條、第十六條第二項、第四十四條、第五十二條、第五十三條、第六十條、第六十二條から第六十七條まで、第一百一條、第一百二條第二項、第二十八條から第三十條まで及び第三百三十三條」と、第五十三條中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、「指定療養介護を」とあるのは「特定基準該当就労継

続支援B型を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「第四十一条」とあるのは「第二百二十五条第五項

」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第五項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と

、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、同条第一項中「第九十九条各号」とあるのは「第二百二十五条第一項において準用する条例第四十九条各号(第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第五項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百二十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、第二百二条第二項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百二十八条第一項中「第三百三十二条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

続支援B型を」と、同条第一号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第二号中「条例」とあるのは「条例第二百二十五条第五項において準用する条例」と、同条第三号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四百四十四条第一項において準用する第十二条第一項」と、同条第四号中「第四十七条」とあるのは「第四百四十四条第五項において準用する第六十四条」と、同条第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、第六十二条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十四条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第六十五条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十七条中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十九条各号」とあるのは「第二百二十五条第一項において準用する条例第四十九条各号(第十号を除く。）」と、「前条」とあるのは「第四百四十四条第五項において準用する前条」と、「指定生活介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第一百一条第一項中「第八十六条第一項及び第二項」とあるのは「第二百二十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、「指定自立訓練(機能訓練)に」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型に」と、同条第三項中「第八十六条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百二十五条第五項において準用する条例第八十六条第二項」と、第二百二条第二項中「指定自立訓練(機能訓練)事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第二百二十八条第一項中「第三百三十二条」とあるのは「第四百四十四条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

附則

159 略

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

10 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、第三百三十八条又は第四百四十条の四の規定は、適用しない。

11 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和六年三月三十一日までの間、当該利用者については、第三百三十八条又は第四百四十条の四の規定は、適用しない。

一・二 略

12516 略

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則

159 略

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

10 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、第三百三十八条の規定は、適用しない。

11 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十三年三月三十一日までの間、当該利用者については、第三百三十八条の規定は、適用しない。

一・二 略

12516 略

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第二十三条第三項（同規則第三十一条、第三十一条の四、第三十四条、第八十五条、第三百三十六条の七及び第三百三十六条の十一において準用する場合を含む。）、第五十条第二項及び第六十五条第二項（同規則第六十八条の五、第七十九条、第七十九条の四、第四百四条、第四百十二条、第一百二十二条の四、第二百二十三条第二項、第三百二十二条、第三百三十四条、第三百三十六条、第四百十条、第四百十条の七、第四百十条の十一及び第四百四十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。